

## 第1回彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会

日 時	令和2年10月12日(月) 午前10時00分～正午
場 所	グリーンピアひこね 多目的ホール
出席者	大久保管理者、事務局(神細工局長、杉山室長、宮川主幹、藤井室長補佐、宮寄副主幹、岡本主任主事)
	協議会委員26名(うち代理2名)

発言内容	
大久保管理者	<p>本日は、ご多用ところご参集をいただきまして誠にありがとうございます。そしてただいまは、亀山学区連合自治会長様に委嘱状を出さしていただきましたが、それぞれの方におかれましても、委員の委嘱をさせていただきました。ご就任をいただきましたことを改めて御礼申し上げたいと思います。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、この新たな彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設建設にあたりましては、平成25年から協議を開始いたしまして、地域、圏域での公募ということをしていただいて、紆余曲折を経て昨年の10月、当地域西清崎地区に候補地を選定させていただきました。それ以来1年早経つわけでございますが、この間、地域における説明会等々お世話になりましたことを改めて御礼申し上げると同時に、本日このような形で連絡協議会が開催できますことを、お願いしたく思っております。</p> <p>この事業につきましては、常に、候補地として必要となります地質調査、地歴調査、地形測量なども一定の調査を終えまして、現在本格的に施設整備を敷地造成基本設計や土地の取得に係ります用地測量などを実施させていただいております。</p> <p>これらの業務と並行しまして、施設建設に伴います周辺環境への影響をできる限り抑えていくために環境アセスメント調査の手続きを進めているところでございます。</p> <p>現代社会におきまして、このごみ処理施設というものは、我々にとりましても必要不可欠なものではありますが、一方で、やはり様々な軋轢あるいは、様々な思いを持っている施設でもあります。そうした状況もありますが、皆様方には格段のご理解ご配慮を頂戴して、今日を迎えておりますことを改めて御礼申し上げたいと思います。</p> <p>しかしながら、まだまだ様々なご負担や安全のことを思っている方も地域住民の中にもこれで終わりというのではなく、今後も都度丁寧にご説明させていただいて、皆様と意見を交換し知恵を絞ってよい施設を造り上げていきたいと思っております。こうした施設整備を円滑に進めていくという目的から、この協議会を設置させていただきました。今後、施設整備に関する事、周辺地域の環境保全、公害防止対策、地域振興策など、皆様の方からそれぞれのお立場で、専門的な知見をいただきながら、整備を進めて参りたいと思</p>

	<p>ております。</p> <p>是非この荒神山の麓、歴史と自然、景観、そして地域の未来を担っていく新たな基盤となりますように、是非我々も全力を挙げて取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今日は1市4町の民間の皆様へ傍聴に来ていただいておりますし、またプレスの方もおいでいただいております。是非関係各位のご理解ご協力を頂戴して、我々1市4町の市民生活を支える重要な施設でございますので、皆様方のご協力を得て建設を進めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
宮 寄 副 主 幹	<p>ありがとうございます。それでは本日は、第1回目の協議会ですので、委員の皆様からそれぞれ簡単に自己紹介の方をお願いしたいと存じます。お配りしております資料1の委員会名簿の順番をお願いいたします。</p>
委 員	<p>自己紹介</p>
宮 寄 副 主 幹	<p>続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>自己紹介</p>
宮 寄 副 主 幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではここで、会長が選出されますまでの間、当組合神細工事務局長に会議の進行をお願いしたいと思います。</p>
神 細 工 局 長	<p>それでは、会長が選出されますまでの間、僭越ではございますが、会議の進行役を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事を進めさせていただきます。議題(1)の会長および副会長の選出についてお諮りいたします。会長および副会長につきましては、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会設置要綱第6条第1項の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。</p>
委 員	<p>事務局一任</p>
神 細 工 局 長	<p>ただ今、事務局一任とのご発言がございました。それでは、事務局案を報告させていただきます。</p>
神 細 工 局 長	<p>事務局案といたしましては、快適環境づくりをすすめる会の平松光三様に会長をお願いいたしたいと思っております。また、立命館大学理工学部の橋本征二教授に副会長をお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
神 細 工 局 長	<p>ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本協議会の会長は平松委員をお願いいたします。また、副会長は橋本委員によりしくお願いいたします。それでは、平松委員は会長席へ、橋本委員は副会長席へご移動の方をお願いいたします。</p>
神 細 工 局 長	<p>それでは、平松会長から、ごあいさつをお願いいたします。</p>
会 長	<p>失礼いたします。ただいま、会長に指名いただきました平松と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>会長の大役が務まるかどうか、責任の重さを改めて感じている次第でございますが、当協議会がスムーズに運びますよう努めていきたいと思っております。よろ</p>

<p>神 細 工 局 長</p>	<p>しくお願いいたします。</p> <p>冒頭の管理者の大久保様のお話の中にも、地域の未来の基盤としてとのお話がありました。新ごみ処理施設がよりよい施設となるため、施設に求めるものや地域振興等につながる活発な議論がこの場でできればと思っています。皆さま、それぞれのお立場から、ぜひ、積極的にご発言いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、橋本副会長ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>協議会が円滑に進められるように会長を補佐していきたいと思ひます。よろしく申し上げます。</p>
<p>神 細 工 局 長</p>	<p>ありがとうございました。これで私の進行役の方は終わらしていただきまして、ここからは、会長に進行をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長 宮 寄 副 主 幹</p>	<p>それでは、議題の「協議会の目的等について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、当協議会の目的等について、協議会設置要綱の説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料2 協議会設置要綱をご覧ください。</p> <p>はじめに、本要綱につきましては、事前に候補地周辺の連合自治会長様にご説明させていただき、いただきましたご意見を踏まえまして制定しております。</p> <p>それでは、第1条の設置については、要綱のとおり新ごみ処理施設の円滑な整備を図るために協議会を設置するものです。</p> <p>次に、第2条の目的についてですが、委員の皆様と意見交換を行い、相互の理解を深めるとともに、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議し、その協議内容を事業に反映させることを目的としております。本協議会は何かを決定していくという意思決定機関ではございませんが、施設整備に係る情報共有と活発な意見交換により施設整備事業を円滑に進めていきたいと思ひますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に第3条の協議事項ですが、まず(1)番の新ごみ処理施設の整備に関することですが、これは、施設と敷地の設計に関することや、ごみ処理施設の設備に関すること、また、工事等事業の進捗状況を想定しております。(2)番の施設周辺の地域環境の保全および公害防止対策に関することですが、自主基準値の見直しや環境影響評価により明らかになる周辺環境への影響、またその対策等に関することを想定しております。(3)番のその他必要な事項についてですが、本日の次第にもありますように議題(6)の今後の協議内容についてのところで、協議させていただければと考えています。</p> <p>続いて、第4条の委員についてですが、資料1のとおり大学の先生方や環境保全団体様、また、神社関係者様や彦根市の皆様に委員就任のご承諾をいただき、また、各連合自治会長様、周辺自治会長様にご協力いただきまして本日お集りの皆様をご選出いただいたところです。</p> <p>そして、第5条の委員の任期についてですが、継続性という観点から任期を2</p>

<p>会 長</p>	<p>年、再任を妨げないとしております。しかしながら、自治会長など役員をお務めの場合は、自治会での任期が1年かと思っておりますので、任期途中での交代を認めることとしております。また、関係行政職員の人事異動による交代にも対応できるようになっております。</p> <p>第6条から第8条、また第10条、第11条は協議会に関する一般的な事項を定めておりますので、説明を割愛させていただきます。</p> <p>最後に第9条をご覧ください。会議の公開についてですが、協議内容につきましては、候補地周辺の方、また圏域住民の方に広く知っていただくため、会議を公開するというふうにしております。また、非公開とする場合であっても、委員の皆様のご意見を伺った上で判断してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、要綱についての説明を終わります。</p> <p>それでは、委員の皆様には、質問等ございましたらご発言よろしくお願ひします。いかがでしょうか。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題(3)「協議会の開催スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>宮 寄 副 主 幹</p>	<p>それでは、本協議会の開催スケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>資料3をご覧ください。今年度につきましては、本日を含め計3回の開催を予定しております。来年度、令和3年度からは、目安として2か月に1回の頻度で開催を予定しておりますが、事業の進捗に併せまして、適時開催することを考えております。本協議会は、新ごみ処理施設の稼働までは継続していくことを想定しておりますので、事業の進捗状況や事業内容によって、協議内容が異なってくることが考えられます。従いまして、年度によりましては、開催回数や開催頻度も違ってくると予想されますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、資料4の方をご覧ください。第2回目の協議会といたしましては、先進地視察の方を予定しております。視察先につきましては、京都市伏見区にあります、京都市南部クリーンセンター第2工場と同施設に併設されております環境学習施設の(さすてな京都)を予定しております。施設概要につきましては、記載のとおりでございます。昨年の10月に稼働いたしました最新のごみ処理施設および環境学習施設となっております。</p> <p>こちらの日程につきましては、本年12月中の平日を予定しておりまして、時間につきましては、午前中を予定しております。見学後につきましては、近くで昼食をとって、こちらのグリーンピアの方に帰ってくるという流れになりますので、こちらは、詳細が決まり次第、また案内させていただきますので、皆様ご参加いただきますようお願いいたします。</p>

<p>会 員 1 杉 山 室 長</p>	<p>以上で終わります。</p> <p>それでは、委員の皆様から質問等がございましたらよろしくお願ひします。</p> <p>今、協議会の委員なんですけど、委員会の開催時間は平日に限定なんですか。</p> <p>後ほど皆様にも、開催にあたりまして、日程調整についてどのようにしていくか、お話をさせていただきたいと思っていたのですが、この場のおり、委員の人数がかなり多い協議会になりますので、今回も日程調整させていただくにあたりましては、なかなか皆さんの都合が、全員がお集まりいただける日というのは、もちろんなかったというわけなんですけど、調整させていただくのものにも、平日ご都合の良い方、休日の良い方いろいろおられまして、今後、日程を調整するにあたりましては、会長、副会長のご都合のよろしい日をご確認させていただきまして、それで案内をさせていただけないかというふうに、事務局としては考えておりまして、それが休日になるのか、平日になるのか、今のところは何とも申し上げられないところはあるんですけども、それでご案内をなるべく1か月以上前には案内させていただきまして、もし、仮に平日になった場合には、何とかご都合をつけていただけるようお願いしたいわけなんですけども、代理の出席の方も認めておりますので、もし、どうしてもご都合がつかない場合には、代理の方を選出させていただいても結構ということで、そんな形で進めさせていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員 1 杉 山 室 長</p>	<p>視察の件ですけど、詳細を聞いてませんが、京都までどのように行くんですか。</p> <p>こちらでバスを手配させていただきまして、グリーンピアから出発させていただくという形で、ご出席いただける方に併せてバスの方の手配をさせていただきます。そのあたりはまた、ご連絡させていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご質問等ありましたらよろしくお願ひします。</p> <p>いかがでしょうか。他にございませんでしたら、次の議題へと進ませていただきます。</p>
<p>杉 山 室 長</p>	<p>それでは、議題(4)「施設整備基本計画の概要について」ご説明お願ひします。</p> <p>それでは、資料5を基に「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画の概要」につきまして、ご説明させていただきます。この資料につきましては、候補地が西清崎に決定して以降に開催しました住民説明会でお配りしたものを本協議会用に作成し直したものでございます。</p> <p>住民説明会にご参加いただいた方は、既にご存知の内容ではございますが、追加した資料もございまして、初めてお聞きいただく方もおられますので、改めてご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>まず、この新ごみ処理施設の整備基本計画についてでございますが、新たなごみ処理施設をどのような施設とするかについて定めた計画となります。本編につきましては、組合のHPに掲載しておりますので、後日、ご確認いただければと思ひます。</p> <p>本計画を検討するにあたりましては、施設整備基本計画検討委員会におきまして、資料の1ページに記載しております6つの理念と基本方針を基に、この計画の根幹となる基本方針を定めていただいております。本日は、詳細な説明は割愛</p>

させていただきますので、後程各自でご確認いただければと思います。

2 ページ目をご覧いただきたいと思いますが、上段の囲み内に処理対象物と施設規模を記載しております。

処理対象物としましては、家庭や事業所からの一般廃棄物が対象となりまして、産業廃棄物は対象外となります。

埋立ごみについてですが、現在は、彦根市と犬上3町の埋立ごみを中山投棄場の中継基地で一旦民間のコンテナに入れ、民間の処理施設へ搬出してありますが、新ごみ処理施設では、埋立ごみも受入れ、リサイクルできるものを選別した後、埋め立てることしかできないものだけを圏域外の埋立処分場へ搬出する計画となっております。

熱回収施設いわゆる焼却施設とリサイクル施設において、どのようなごみを処理するのかという点につきましては、現状では、各市町でごみの分別体系は一致しておりませんが、新たな広域での施設では、1市4町の分別を統一する必要があります。

このことから、現在、1市4町におきましては、令和11年度の新ごみ処理施設の供用開始を視野に入れた一般廃棄物処理基本計画の策定作業が進められておりまして、この基本計画の中で、各市町の分別が統一されるように調整されることとなりますので、その基本計画を基に新たな施設で焼却するごみ、リサイクルするごみの種別を決定することとなります。

よって、施設整備基本計画では分別統一案を、彦根市では分別回収している容器包装プラスチック（以降は、容器包装プラと言います。）と拠点回収している廃食用油を燃やす場合と分別回収する場合の2ケースに分け、更にそれらを燃やすごみとする場合を、彦根市では行政回収している古紙や衣類も新施設のリサイクル施設で一旦保管する場合と直接古紙回収業者へ搬入する場合にケース分けをし、合計で3つのケースを想定しておりますので、資料にありますように熱回収施設とリサイクル施設においてそれぞれのケースによって施設規模が若干異なっております。

3つのケース分けについては、資料の上段囲み内の下段にケース①から③までの簡単な説明が記載しておりますので、各自でご確認いただければと思います。

施設規模についてですが、ここにお示ししている数値につきましては、平成24年度から平成28年度までの各市町のごみ排出量実績と人口推計結果を基に算出した平成44年度までの将来排出量の推計値に対して、減量目標を設定し、当時の施設供用開始目標年度であった平成39年度における目標排出量を基に設定したものでございます。

資料5の最後にA3サイズの表を添付しておりますので、ご覧ください。

この表が、施設規模を算出するための推計結果となっております。

表の左の項目の一番上が人口推計となっておりますが、各市町とも今後、人口は減少していくものと推計されています。人口が減ればごみ量も減ることとなりますが、表の上のタイトルに【】書きで目標達成とあります。これは、施設規模を決定するにあたって、各市町のごみの資源化・減量化施策の取組が進められ、圏

域住民一人ひとりの排出量を減らしていくという目標が達成されるものとして算出された将来推計値となっているためです。

表の左の項目の3段目にある「燃やすごみ」の欄で、平成39年度のところをご覧いただきたいのですが、色のついた1市4町の合計数値「33,076t」が、目標を達成した場合の量となりまして、容器包装プラを含まないものです。

熱回収施設の施設規模は、この数値を基に設定し、リサイクル施設の規模は、燃やすごみ以外のごみの総量で設定しています。また、この数値は年間の排出量となり、施設稼働日数を280日として1日の処理量を算出しています。

ただし、熱回収施設については、燃やすごみとして排出されるごみの他に、粗大ごみを破碎した際に出る可燃性の残渣などの分も含め、更に新ごみ処理施設では、災害が発生したときの災害廃棄物の処理量として、日常的なごみの年間処理量の1割分を見込んで規模を算出しています。

今申しましたような形で2ページに示すそれぞれの施設規模を設定しておりますが、当初の施設供用開始目標年度は平成39年、令和で言いますと令和9年でしたが、現状では2年遅れとなっていることから、現在、各市町の最新のごみ排出量実績と人口を基に、改めて令和11年度の供用開始を想定した施設規模の見直しを行っているところでございますので、2ページの規模は参考としていただければと思います。

ただし、現時点では令和元年度の目標排出量に近い状況ですので、ここに示している施設規模と大きく変わることはないと考えています。

続きまして、処理方式・施設整備の計画概要についてですが、熱回収施設の処理方式について検討委員会では、焼却方式とした4つの処理方式を候補に挙げ、6つの理念に基づく評価、またプラントメーカーから概算費用の見積もりを取得するなどコストの面からも検討が重ねられ、結果として、エネルギー回収が良く、省エネルギーに優れており、さらに他都市での採用実績数が多く、安定した燃焼により排ガス中の有害物質を低減できることなどの理由から、彦根市清掃センターの処理方式と同様のストーカ方式を採用することとなりました。

また、炉の数を2炉とするのか3炉とするのかについても比較されておきまして、経済性、周辺環境との調和といった観点から総合的に判断し、2炉が採用されています。

排ガスの処理設備につきましては、ばいじん除去として「ろ過式集塵器」を、塩化水素・硫黄酸化物除去として「乾式法」を、ダイオキシン類や水銀除去として「活性炭吹込み法」を採用することとし、窒素酸化物除去としては、処理方式を組み合わせることで、排ガスに含まれる有害物質を低減いたします。

熱回収施設におきましては、ごみを燃やすことで発生する熱をそのまま利用、あるいは、熱エネルギーを回収して電力を発電することが可能であり、基本計画ではエネルギー利用について試算を行っておりますので、後程ご説明いたします。

続きまして、リサイクル施設の処理方式についてですが、資源の種類によっては、破碎や選別、圧縮梱包が必要となることから各種資源類に合わせて処理方式を定めております。

また、リサイクル施設には、動物の死骸を焼却処理する前に一時保管するため、イノシシなど大型動物も保管できる冷凍庫を設置します。

焼却残さや不燃残さの処理方式については、大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立を前提としています。

続きまして、3 ページのエネルギー利用方法についてですが、ごみを焼却した際に発生する熱の利用としましては、焼却ガスそのものの熱と、ボイラーで発生する蒸気を利用することができます。その利用方法としては、4 つのケースを想定しています。

まず(1) 暖房給湯についてですが、これは、焼却ガスあるいは蒸気を熱交換して温水をつくり、ごみ処理施設内の風呂場や給湯設備に供給したり、施設内の暖房に利用することを想定しています。

次の(2) 広域熱供給ですが、ボイラーで発生した蒸気を直接、あるいは、熱交換機で130℃から160℃の温水をつくり、その温水を地域振興となる施設へ供給することを想定しておりますが、供給施設へ配管で送る場合は、工事費用や熱のロスも考慮する必要があるため、遠距離へは配管による供給は難しいものと考えています。ただし、近年では、トランスヒートコンテナ車、これはコンテナの中に触媒(「エリスリトール」という希少糖)を詰め込み、触媒に蒸気の熱を貯めこんで運ぶという手法があり、遠距離にも熱を供給することもできます。ただし、蒸気を供給する場合は、受け取る側にも熱交換機を整備する必要があります。

続きまして、(3) 発電についてですが、ボイラーで発生した蒸気を利用して、蒸気タービン発電機により電力を発電し、施設内で消費するもので、余剰電力が生じる場合は、他施設への供給や電力会社へ売電することを想定しております。

(4) プラントにおけるプロセスヒート利用、これは、蒸気を蒸気式空気余熱機や汚泥乾燥などのプラント機器を運転するための熱として利用することを想定したものです。

このように、基本計画ではごみの焼却により発生する熱を利用するための検討をしておりますが、余剰電力の利用については特に用途は定めておりません。よって、余剰電力等のエネルギー利用につきましては、今後、彦根市の関係部署やこの協議会でも有効な利用方法を検討してまいりたいと思います。

続きまして、4 ページの高効率発電の検討についてですが、こちらは、今ほどの熱利用に関して、焼却炉2炉を稼働した場合にボイラーで発生する蒸気を発電に利用すると、どれくらいの発電量が見込めるかを、外部への熱供給の有無で2つのケースに分け、更に容器包装プラと廃食用油を燃やす場合と燃やさない場合に分け、合計4つのケースについて試算しております。その表が4ページから5ページの上段までの表になっておりまして、4ページの上段からの2つの表が、外部への熱供給がない場合、下段から5ページ上段の2つの表が外部へ熱供給を行う場合となっています。

また、それぞれのケースで、ごみの質による発電量を低質、基準、高質ごみの3ケースに分けて試算しております。

一番上の表、外部への熱供給をしない場合で、容器包装プラと廃食用油を燃やすごみに含むケースでご説明させていただきますと、3つのごみ質については、圏域内の現有の2つのごみ処理施設のごみ質から算出されたものですが、低質ごみは水分を多く含むごみで、こちらのケースでは、約56%の水分を想定しています。高質ごみは、逆に水分が少ないごみで約30%の水分を想定しておりますが、その中間となる基準ごみで説明させていただきます。

低位発熱量は、水分を含むごみを完全燃焼した際に得られる発熱量として算出されたもので、基準ごみですと10,240kJ/kgとなります。ごみ焼却量は、容器包装プラと廃食用油を含む場合となるため、147t/日です。よって、1時間に発生する熱量は、備考に計算式が書かれておりますが、62,720MJ/hとなります。このうち、利用可能な熱量が、全体の60%程度となり、利用可能熱量は37,632MJ/hとなっています。この表は、外部への熱供給をしない場合を想定したものですので、熱供給量は、0です。利用可能熱量を全て発電に用いたとしても100%の効率で電気を回収できないため、その回収率を16.8%として算出したものが、発電電力の2,930kwとなります。このうち、施設内で使用する電力が1,230kwとなりますので、ここでは売電電力として記載しておりますが、これが余剰電力となり、この1,700kwが売電や地域振興に利用できる量となります。

ただし、この数値は、焼却炉を2炉運転した場合となりますので、ごみの量が少ない場合や施設の点検時など1炉運転で対応する場合には、この半分の電力量850kwの余剰電力となります。

ちなみに850kwの電力量は、3人世帯で1,200~2,000世帯分の電力量になります。

外部へ熱や蒸気をそのまま供給する場合は、その熱供給量を4,000MJ/hとして算出しておりますが、その分、発電出力が約300kw低下する試算となっています。

また、高カロリーとなる容器包装プラを燃やす場合とリサイクルする場合は、燃やす方が、売電電力が150kw多くなる試算となっております。

よって、4つの表を比較すると、外部へ熱を供給しない場合で、容器包装プラと廃食用油を燃やすケースが最も売電電力が多くなっています。

続きまして、5ページ中段の「公害防止計画・焼却残さ処理計画」についてですが、基本計画では、排ガス・排水・悪臭・騒音・振動など公害防止項目となるものを整理し、対象となる物質の除去方式や対策を定めております。

また、「公害防止基準の設定」ですが、排ガスについては、皆さまも、特にご心配されている部分かと存じますが、ごみ処理施設には、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法など、有害物質に対する規制基準値が法令で定められております。表で言いますと一番右の数値でございます。当然のことではございますが、それらを守って、適切な運転を行ってまいります。万が一、どれかひとつでも上回った場合に運転を停止するという値が法令の基準値でございます。

また、法令の規制基準と同等か、さらに厳しい公害防止基準値を設定します。

それが赤枠内の数値でございます。赤枠右横の数値が彦根市清掃センターで現在設定されている公害防止基準値です。

なお、通常の運転時においては、公害防止基準値よりも更に低い運転管理値を設け、その値を目標として管理運転されることとなります。

まず排ガスについてですが、これらは煙突で計る濃度の基準ですので、煙突からガスが出て大気中に拡散されることでかなり薄くなります。例えば公害防止基準値にある煙突でのダイオキシン類の 0.1ng【-TEQ/m<sup>3</sup>N】以下という基準値は、大気中に拡散されて薄まることで、環境基準の 0.6pg【-TEQ/m<sup>3</sup>N】以下、pg は ng の 1000 分の 1 となる単位ですが、この数字を十分に下回る濃度となるように設定された基準値となります。

このように大気からのダイオキシン類の摂取は、かなり少ないものではありませんが、ダイオキシン類をはじめ、排ガス中に含まれるその他の有害物質については、皆さまも特にご心配されている部分かと存じますので、焼却施設においては、燃焼空気量を出来る限り抑え、排ガス量を低減してまいります。

また、高度な燃焼制御、適切な排ガス処理により、排ガス中の有害物質濃度を出来る限り低減し、また、煙突を可能な限り高くすることにより、大気拡散効果により濃度の低減を図ります。

臭気・騒音・振動については法の規制基準値を遵守するよう設定しています。法の規制基準はいずれも施設の敷地境界線上でのものです。臭気や騒音・振動は、敷地から離れるとさらに小さい値になります。

臭気につきましては、臭気が発生する場所は、出来る限り密閉構造とし、また換気バランスを負圧化する等、臭気が外部に漏れないようにします。

なお、排ガスからの臭気は、先ほどご説明いたしました適切処理をして排出しますので、基本的には、臭気が出ることはないと考えております。

騒音や振動につきましては、発生しやすい機器は建屋内に納め、適切な防音・防振対策を行い、敷地境界における基準値を遵守いたします。

主灰、これは焼却炉の下から出てくる灰ですが、灰の埋立先での受入基準値に従い設定し、飛灰処理物、これは「ろ過式集塵器」で捕まえる灰ですが、これも受入先の基準値がクリアできるよう基準値を設定しています。また、これらの灰については、施設から搬出する際には、水で湿った状態にしておりますので、蓋のついたダンプ等で適切に搬出すれば、搬出時に灰が飛び散ることはございません。

排水につきましては、現在、西清崎町については、農業集落排水施設による処理エリアとなっておりますが、彦根市の下水道計画では、令和 12 年度を目途に市内の農業集落排水を公共下水道に接続する計画となっていることから、施設からの排水を公共下水道へ放流するものとして計画しています。よって、下水道法の一律基準と彦根市下水道条例における上乘せ基準を遵守していくこととしています。

最後に今後の事業スケジュールについてですが、昨年 10 月 21 日に候補地が西清崎に決定されて以降、昨年度中に事業方式の検討、地質調査、測量調査のうち

<p>会 長 副 会 長 杉 山 室 長</p>	<p>地形測量を完了しております。用地測量については、今年度から着手しております。年度内の完了を予定しております。</p> <p>その下の施設整備基本設計につきましては、昨年度から施設整備と造成等の基本設計業務に着手しております。令和3年9月末に完了となります。よって、その下にあります敷地造成実施設計については、基本設計の成果物となる設計図書を基に来年10月以降から取り掛かる予定です。</p> <p>施設整備を請け負う事業者選定にかかる業務ですが、令和4年度中頃から2年間で実施する予定です。</p> <p>土壌汚染状況調査についてですが、表には記載しておりませんが、昨年度中に候補地の地歴調査を行いまして、調査の結果、候補地には土壌汚染のおそれがないと判断されましたので、実施する必要はないものとなります。</p> <p>その下の環境影響評価、いわゆる環境アセスメントですが、この業務についても昨年度から着手しております。令和5年9月末までの契約で進めております。</p> <p>環境影響評価の進捗状況としましては、計画段階配慮書を本年5月7日から1か月間、関係機関等の窓口などで縦覧させていただき、配慮書に対するご意見を頂戴いたしました。いただいた意見に対する当組合としての見解については、滋賀県環境影響評価審査会にて評価いただきましたので、今後、知事意見と併せて滋賀県のホームページで掲載されることとなりますので、その際にはご確認いただきたいと思います。</p> <p>また、来週18日の日曜の10時からこの場所で、環境影響評価方法書(素案)にかかる住民説明会を開催させていただきますので、皆様には是非ともご参加いただけたらと思います。</p> <p>次に、環境影響評価の下に記載しております都市計画決定の手続きにつきましては、都市計画決定は、候補地西清崎を建設地として決定した後になるものと想定しておりますので、建設地決定の時期に合わせて都市計画決定がされるよう、昨年度から関係機関との協議を進めております。</p> <p>その下の敷地造成工事については、正式に西清崎が建設地となる予定の令和5年10月以降から1年かけて造成工事を行います。</p> <p>最後に施設建設工事については、工事を請け負う事業者が決定するのが、令和6年中頃となる予定ですので、決定した請負業者が1年半をかけて施設建設の実設計を行い、令和8年度には施設建設に着工し、3年間の建設期間を経た令和11年度に新ごみ処理施設が供用開始されるというスケジュールになっております。</p> <p>以上が、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画の概要と今後の事業スケジュールの説明となります。</p> <p>それでは、委員の皆様からご質問がありましたらご発言をお願いします。</p> <p>容器包装プラと廃食用油の分別の選択は各自自治体でされると思うのですが、外部に熱供給する話は、ここでも議論されたうえで反映するようにされるのですか。</p> <p>外部への熱供給につきましては、彦根市さんとこれから話を進めていく段階までに来ているところですが、この協議会におきましてもご意見をお聞きしながら、</p>
----------------------------------	---

会 委 員	長 2	<p>またそのいただいたご意見を彦根市さんの方にもお伝えし、我々も検討するよう な形で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ごみ焼却施設の直接の建設工事のスケジュールについては、説明があったので すが、その施設をつくるにあたって、周辺環境の整備、導入路だとか周辺の河川 の環境影響とかこれにまつわる周辺環境の整備が、この施設をつくることによっ てそういう整備が当然発生すると思うんですけど、この説明が一切なかったのだ ですが、今のスケジュールの中にあるのであればお答えいただきたいし、これぐら いでと想定していることがあればお答えいただきたいと思います。</p>
杉 山 室	長	<p>周辺環境の整備と地域への貢献というような環境整備につきましては、これか ら彦根市さんと協議させていただきながら、また協議会でもご意見をいただきな がら進めていきたいと考えているところでございます。アクセス道路につきまし ては、住民説明会においては、当組合の案としまして、県道2号線から候補地に 至るために宇曾川と安食川に橋を架けるルートということでご説明させていただ きましたけれども、住民説明会では、組合案以外に参加者からアクセスルート案 についてご意見を頂戴しました。いただいたアクセスルート案については、我々 が想定してるルートの延長距離よりもかなり長いものになりまして、1市4町で 整備するような幹線道路からごみ処理施設までのアクセスというような意味合い で言いますとかなり機能を大きく上回るものでございました。ただ、当組合とし ましても、ごみ処理施設の建設に対しまして周辺の地域の皆様のご理解を得るた めには、いただいたルート案の中から実現ができるようにということで、彦根市 の関係課とこのルート案を市道として整備いただけるようにと協議を進めてきた わけですけど、その結果、彦根市さんの方で、住民説明会でいただいたルート案 の中から決定いただいたんですけど、公表につきましては、先ほど申しました18 日の環境影響評価の方法書素案に関する住民説明会で皆様にお示しさせていた だきたいと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。</p>
委 員	2	<p>詳細については、18日に教えていただくということで、それで稲枝東学区の連 合自治会から推薦をいただいて参加させていただいているので、この場でも是非、 届いてると思うんですが、周辺の河川の環境がよくないということで、下岡部町 や上西川町周辺で台風がきて雨がよく降った時にすぐ周辺が冠水するんですね。 今までは当該地域については、十分ではありませんでしたけども、田んぼの圃場 としてありましたので、ダム的な機能が自然に果たされていたんですけど、広大 な施設がつくられるということで、一気に水が増水されることになってしまって、 今はすべて広域の下水道に流すという説明がありましたけど、もしごみ処理施設 をつくることによって雨水の影響がないとおっしゃるのなら、周辺の環境整備と いうことで文録川の抜本的な河川の見直しをしていただきたいというような東学 区の連合自治会から要望書としてでていきますけど、ごみ処理施設がつくられる というこの際に、関係機関も今日きていますけども、是非配慮していただきたい というのが1つ。</p> <p>2つめには、稲枝支所から稲里北小路の広域農道ができていますけど、広域農</p>

<p>杉山室長</p>	<p>道がそこで止まっています。住民のごみの搬入搬出の際にスムーズに動線がつかれるように、延長するというのも住民要望でだされていますけど、ごみ処理施設がつけられるということで、それも含めて関係機関と協議をして進めたい。これが東学区連合自治会の強い要望でしたので、18日に具体的に知らされるということですが、是非この要望も反映していただきたい。これはあくまで要望ですので、よろしくお願いします。</p> <p>いろいろな要望をいただきました、この雨水が施設を建設することで、今まで田んぼに吸収できていた部分が流れていくのではないかとご意見も頂戴していますので、そのあたりにつきましては、これから雨水の影響についてコンサルの方でも試算を行っていただきます。施設内の雨水は調整池で調整してから排出することになりますので、一旦はそこに溜めていくかたちになりますけど、山からのしみ水といいますか、山から流れてくる水については、今の水路は素掘りのような状態が候補地のまわりにずっと続いていますので、そのあたりをどうするのかということにつきまして、素掘りの状態は自然環境的には、かなり在来種もたくさん住んでいるような状態になっていますので、この自然環境を残していくようなかたちにもしていけないといけませんけど、一方では、雨水対策もしなければいけないというところで、なかなかどちらを採ればよいのかということにもこれから皆様のご意見を頂戴しないといけないのかなと考えていますが、この水路から流れる先が県の1級河川の額戸川になりまして、そこに一旦入って文録川と交わるかたちになりまして、以前からそのあたりは大雨が降ると水が溢れるようなところもお聞きしておりますので、そこに対する影響があるのかどうかというのも試算をしまして、影響がでるような場合に限らず、河川改修の要望を組合としてさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>道路の件につきましては、18日に皆様に詳細をご説明させていただきますのでよろしくお願いします。</p>
<p>会長 委員 3</p>	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>今の道路の件ですが、地元が稲里なので山崎からのところ、稲枝駅から清崎町の方へ抜ける在所の中を通過しての交通の渋滞が若干あるんですが、パッカー車と一般車両で1日に合計400台、それがパッカー車は、そこには通らないという話ですが、一般車両はやっぱり近くで行きたい、その場合に在所の中を通過行かれると、高齢者が多いので、車が来ると事故の可能性も非常に高い。この前も在所の寄りがありまして、この話もでていたんですが、出来るだけ在所の中は通っていただきたい。もし施設ができて通る車があれば、立番をつくれと、在所ではありませんよ、市の人の立番ですよ。そういうことをやって極力、中に入っていく車の数をなくすと。在所の人は出たり入ったりはあるんですが、それ以外の車が在所の中を通過していただくと近くてはいいんですが、事故とかそのようなことを考えると、結構道幅も狭いので下手したら対向できないこともありますので、検討いただきたい。もし立番ができないのであれば、ウチの在所から行っても絶対ごみ処理場には入れないというような交通ルールをつくっていただきたい。地元の人の意見を取り入れて、極力事故が起こらないように考えていただい</p>

	<p>きたいと思います。</p> <p>それと北小路と額戸川との農道ですが、あそこの排水も雨降ったりしますと結構な量が流れてくるので排水ももう少しなんとかしてほしいなど、交わったところの排水も、2つが一緒になるんですが、川尻に危ないから逆に広くなるとよく流れていくのがわかるんですが、余計に水嵩が増えて下の方に影響を及ぼすのではないかと思いますので、その辺もしっかりしていただきたいと思います。</p>
<p>会 杉 山 室 長</p>	<p>事務局をお願いします。</p> <p>今おっしゃっていただきました山崎の中を一般の車両が通らないようなルートというかたちで、我々も彦根市さんにルート選定をお願いしております、今決定しているルートであれば、一般車両がごみを捨ててに行くために通られることはないと考えておりますが、今度18日のルートをご確認いただいて、ご意見を頂戴できたらと思います。また、その対策、どこをどのように規制をかければ山崎の集落を一般車両を通らすことができなくなるかについて、またご意見いただけたら対応を考えて参りたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
	<p>額戸川のことにつきましては、1級河川は県の管理となりますので、拡幅であったり改修についてもなるべく実現されるように要望をこちらもさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 委 員 1</p>	<p>他にご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>アクセスルートの件ですけど、この会議で議論するのも判りにくいので、今度18日で地図とかプロジェクターとか、そういうのを使って説明いただきたいと思います。</p>
<p>会 杉 山 室 長</p>	<p>事務局をお願いします。</p> <p>18日には皆様に地図を、まだキチッとしたルートではないんですけど、この幅の中で道を整備していくというようなものは示させていただきますので、ご意見いただければと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>会 杉 山 室 長</p>	<p>他にご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら次の議題に移らせていただきます。1市4町のごみ処理状況について事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは資料6についてご説明させていただきます。</p> <p>先ほどの、代表の説明でも中でもさせて頂きましたとおり彦根市と4町の分別区分は大きく違いますのは、彦根市では容器包装プラを資源として分別回収しているところがございます。</p> <p>新たなゴミ処理施設では、1市4町の分別区分を統一した形で処理していくよと言うこととなりますがこの容器包装プラを焼却するリサイクルするかによって処理施設の規模であったり発電にも差が生じることとなりますので皆さまにはこの圏域内のゴミ処理の説明をさせていただいたあとこの容器包装プラの処理の方向性についてもご意見を頂戴いただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>まず1ページ目ですけども圏域内の2つの処理施設の概要の方を示しておりますが詳細については各自でご確認頂けたらと思います。</p> <p>可燃ゴミ処理施設については、左側の彦根市の清掃センターの焼却施設が昭和</p>

5 2年の3月の竣工となっておりますすでに供用開始からは4 3年が過ぎております焼却ゴミについては、平成1 3年の3月にダイオキシン類の対策工事、大規模な改良工事の方が実施しておりますのでその時点からでも1 9年の経過しているようなかなり急速に老朽化が進んでいるような状況でございます。

一方、4町の利用するリバースセンターは、平成9年の3月の竣工となりまして供用開始からは2 3年となりますが処理能力的には7時あたり2 2トンになっているのですがかなり以前から日量の数倍くらい4 0トン程度を処理されております時間的には2倍近く稼働していると言う事になりますのでこちらも急速に老朽化が進んでいるような状況でございます。

粗大ゴミや資源ゴミ処理施設については、彦根市では粗大ゴミ処理は、粗大ゴミ処理場を有しておりますがこちらも4 1年を経過しているようなかなり古い施設でございます。また彦根市ではペットボトル及び容器包装プラの資源施設を有しております。いつ方4町については、資源類は民間での処理がされているような状況でして愛荘町だけは、ペットボトルの圧縮梱包施設を有しております。

中継基地、最終処分場については、彦根市と犬上郡3町については、中山投棄場の中継基地でいったん集めた埋め立てゴミを民間の最終処分場に搬出、愛荘町は愛知郡清掃センターで同様の中継事業をされてますが、がれき類については愛知郡広域行政組合が所有する最終処分場に埋められているような状況です。

続きまして2ページからのグラフについて簡単に説明させていただきます。

2、3ページには燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ゴミ、粗大ゴミを1市4町ごとに色分けをして平成2 6年度から昨年度までの6年分を記載しております。まず、燃やすごみですが彦根市の排出量がかなり4町と比べると多いと言うのがわかりますが、だいたい昨年で約7 7%を占めております。

彦根市の排出量が平成2 7年度頃から大幅に減っているような状況が解りますけれどもこれは、彦根市清掃センターでの事業系一般廃棄物収集業者に対する搬入物検査を強化した事で不適物の搬入量が大幅に減ったと言うことで大幅な削減になっております。その効果は平成2 9年度では強化前に比べて6, 5 0 0 tの減量となっております。

家庭系の排出量については大幅な減量は認められないような状況でございます。4町については、燃やせるゴミは、横ばい状況となっております。

次に燃やせないゴミについてですがこちらは火災であったりとか自然災害による被災件数によって年度でばらつきが生じるものでございますが彦根市においては減少傾向にあります。

4町については、横ばい状況となっております。次に、不燃ゴミについてですが青色の彦根市の上の方にオレンジ色で示している部分、こちらが容器包装プラの量でございます。容器包装プラスチックについては平成1 5年の1 0月から資源化のため回収を彦根市は分別回収を彦根市は回収してございまして汚れたものは当時、洗ってから排出して頂くようお願いいたしました。

しかしながら現実的には、汚れたものをそのまま捨てられるケースが多くて最終的に資源として排出するものの品質が悪くなるという様なことから平成2 1年

4月からは、汚れた容器包装プラスチックを燃やすゴミの区分に変更されることとなりました。ただ、綺麗に洗えば容器包装プラとして出す事も現在は可能な状況でございます。

このようなことから、平成15年の10月から一元化ですから平成16年の実績といたしましては、2,700tの排出量がありましたけども平成21年度では約1,800tトンに減っておりまして昨年度では、707tまで減少しているような状況でございます。

次に粗大ゴミについてですけどもこちらも燃やせないゴミ、埋め立てゴミと同様に火災や自然災害の状況によって増加するようなものでございます。

昨年度は台風19号の被害が彦根市も多くて粗大ゴミが多かったと言うように聞いております。その事を加味すると各市町とも横ばい、一般的な排出、日常的な排出状況は、横ばい状況となっております。

続きまして最後のページに新ゴミ処理施設で処理区分ごとに処理する1市4町の総量をまとめたグラフを掲載しております。

上の方は燃やせるゴミですので熱回収施設で処理するものとなりまして下の方は容器包装プラスチックの区分が定まってはおりませんが容器包装プラスチックをリサイクル施設で処理するものにして含めたグラフとなっております。

燃やすゴミ、燃やせるゴミについては、彦根市の現況により平成27年度より減少傾向にあります。先ほどの施設整備基本計画の概要でも説明しました様に施設規模の設定については、平成28年度までの過去5年間の実績を元に将来推計値として減量化が進もものとして目標数値を用いております。

最後、資料5のA3サイズの表をご覧くださいと思います。

こちらで燃やすゴミの平成31年度の令和で言いますと昨年度の令和元年度の色のついたところの数値、合計数値をご覧くださいと昨年度、目標数値は35,176tとなっております、こちらの数値と先ほどのグラフの令和元年度の1市4町の合計の方を比較頂きますとグラフの方の実績が36,610tとなっておりますので、目標数値の比較で実績値が1,410t、目標達成していないような状況でございます。

これを日量にしますと、目標数値に達成しない状況としては5トン分の量が多いと言う様な状況でございます。一方、リサイクル施設で処理する廃棄物についてはグラフの令和元年度の全体量を一日の処理量に換算すると約31tとなりまして基本計画の概要でお示ししております容器包装プラを分別する場合のリサイクルの施設規模である35tを現状でも下まわっている様な状況でございます。

概要の説明でもさせていただきました様に現在、昨年までの実績を元に令和11年度の将来推計を見直しているところでございますけども昨年度の実績だけをみますと熱回収施設は若干施設規模は大きくなりリサイクル施設は少なくなるものと予想されますがこれから各市町での資源化、減量の取り組みが進められる事によってゴミの量と言うのは減るものと、目標数値でまた令和11年度の将来推計を見直すようになりますので今後も皆さまのゴミ減量に対するご協力の方が必要になってくるものと思いますのでまたよろしくお願ひしたいと思います。

<p>会長</p>	<p>また、冒頭でも申し上げました様に彦根市が分別回収している容器包装プラについては、焼却する場合は、リサイクルする場合で施設規模や発電、さらには、施設整備や維持管理費などにも影響してくるものがございます。</p> <p>よって、新ゴミ施設での容器包装プラの処理の方法につきまして皆さまからもご意見を頂戴できればと思いますのでよろしくお願い致します。以上でございます。</p>
<p>委員 4</p>	<p>それでは、委員の皆さんから質問等ございましたらご発言頂きますようお願い致します。</p> <p>荒神山を愛する仲間の会です。今まで、よくごみの量についての中で、水分量を、燃やすごみの何パーセントが水分ですという表現がありましたが、今のグラフの中に水分という言葉が入っていません。私どもは生ごみ処理をしているんですけども、生ごみ処理をすることで水分の量が減る、それを減らすことによって、炉に掛ける負担を減らす。これをもっともっと広く伝えて、参加する人を増やしたいんですけども、中々進みきれないのが現状です。水分を減らす観点からの、水分量の報告を是非加えていただけたらと思います。</p>
<p>会 杉山室長</p>	<p>事務局お願いいたします。</p> <p>水分量をとというのは今の現状での彦根市ということでしょうか。現状の彦根市の清掃センターとリバースセンターの水分量を把握してなく申し訳ない、次回の協議会ではお示しさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように低質ごみというのを算出するにあたっては、今の現有の二つの施設での実績、水分量の実績を基に出されたものがございます。それが56%、水分が多いような状況でも56%、生ごみに含まれるような水分は7割か8割かあると把握しておりますけども、それ以外紙類であったり布類であったり容器包装プラスチックというのがありますので、水分が多い状況でも56%位になるのではないかと、水分が少なくても30%位、これは容器包装プラであったり紙類がかなり多くなる場合を想定したものですけど、その基準が真ん中位になりますので大体43%であったりというような、基本計画ではそう想定しております。実際のそれぞれの施設の最新の水分量データがでたら、次回のこの協議会の中でもお示しさせていただきたいと思っております。</p>
<p>会 杉山室長</p>	<p>他にご質問等ございませんでしょうか。無いようでしたら次の議題に移ります。今後の協議内容について、よろしくお願い致します。</p> <p>資料7について、本協議会の今後の協議内容について説明させていただきたいと思っております。資料には案としまして主な3つの報告を挙げさせて頂きました。</p> <p>この案につきましては施設建設工事に係る要求水準書推進していきたいと考えている項目でございます。先ほどの施設整備基本計画概要の説明においてですね、今後のスケジュールで施設建設を請け負う事業者の決定が令和6年中頃と説明させていただきましたけども、事業者の決定につきましては、競争入札により単に建設費が安くなるような事業者を決定するというのではなくて、プロポーザル方式によりまして、我々が、ここにいる皆様が求めるような要求水準を十分にクリア、或いは要求水準を上回るような提案をした業者に決定するような方式を想定</p>

		<p>しています。プロポーザルを行う前には新ごみ処理施設の要求水準書の方を作成する必要がありまして、その中に本協議会で検討いただきました内容についても整理しまして、具体的には、要求水準書に示していただいたりしてはありますが、なるべく反映していきたいと考えております。具体的に要求水準書で示す内容についてでございますけれども、令和6年にはプロポーザルを行うということもありますので、最低、その前の段階ですね、令和5年度の内には要求水準書のある程度固めていかなければならないと思いますので、先にこちらに7つの項目を分けさせていただきましたが、これだけを今後の協議会で決定していくというのではなくて、他にも皆様から頂けますようなご意見、周辺の皆様の不安を解消ことにどう言ったことが必要かといったようなことにつきましても、この協議会ではその都度協議事項として取り上げさせていただきます、皆様と共に考えていきたいというふうに考えております。また、この報告事項としましては、現在進めております環境アセスの進捗状況など、他にも工事が始まりましたらその進捗状況についても報告事項として、こちらでも報告させていただきたいと思っております。</p> <p>また、皆さんが必要と思われるような協議内容につきましてはご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>			
会	長	<p>続いては、委員の皆さんからご質問等ございましたらご発言よろしくお願いたします。</p>			
委	員	2	<p>今出ました環境影響評価の審査会の話ですけども、先日、大津の方で開催されたと聞いております。それで、稲枝東学区の連合自治会としまして、傍聴に行っていたんです。なんでわざわざ大津という遠隔地で審査会が開かれなければならないのか、やっぱり地元としては、身近な施設で、傍聴したいというほかの方もあったんですけども、極力地元で開いて頂きたいという要望があったんで、その辺是非今後は考えていただきたい。その要望なんです、その点どのようにお考えですか。</p>		
会	長		<p>事務局からお願いします。</p>		
宮	寄	副	主	幹	<p>審査会がなぜ大津なのかという事ですけども、あくまでも審査会という主催が滋賀県の方が事務局を持っておりまして、我々も審査をされる側の立場となりますので、会場の選定につきましては滋賀県が決定されるという事になります。今仰っていただきました会場の件については滋賀県にも言わせて頂きますが、選定の基準は滋賀県の方でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
会	委	員	長	5	<p>他にご質問ありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>資料5で説明頂いた容器包装プラスチックをエネルギーに利用するかどうかによって、各市町の計画や方向性が決まってくると思います。特に彦根市は現在リサイクルすることになっているので、もし熱利用するのであれば、大きな変更になると思います。資料7の中に含まれるかわからないですけども、容器包装プラスチックをどう処理するのかという事がこの場でもう少し丁寧に協議した方が良くないかなと思いました。それに関連して、外部に熱供給するかしらないか、容器包装プラスチックを熱利用するかしらないかという4つの選択肢がありますけど、今、見てる限りでは、熱効率が良いのは一つもう出ていて、もしそれ以外で</p>

<p>会 長 杉 山 室 長</p>	<p>やるとすれば、初期費用がどうか、維持管理費用がどうかという事を考えないといけないと思うんですけど、そういうお金のことも考えてこの場で議論するか、もし一番熱効率が良いもの以外を選ぶとしたら、どういう理由があるかというのを併せて協議するのであれば考えた方がいいかなと思いました。以上です。</p> <p>事務局お願いします。</p> <p>ありがとうございます。先ほども申しましたこの容器包装プラスチックの処理方式につきましては、この協議会でもご意見等頂けたらなという風に思っております。実際、彦根市では今年度中に方向性を決めるために一般廃棄物処理基本計画を策定する作業を進めておりまして、彦根市の廃棄物の減量を推進される審議会の方でお諮りすると聞いておりますので、そちらに我々こちらからの意見としても言っていきたいなとは思っておりますので、できれば、皆様からそういったご意見を頂戴できればと思っております。ただ、今年度中という事になりますので、今回、或いは第3回目にお聞きするという事になってしまいますのでそれが果たして審議会の方に間に合うかどうかという所もありましたので、こちらには記載しておりませんが、もしご意見を頂けるのであれば、意見を頂きたいと思っております。また熱交換、熱を供給するかどうかについて、外部への供給をするかどうかにつきましても、ただ今委員が仰っていただきましたように、お金の部分でもかなり変わってきますので、その辺りはこちらでも熱利用についてお話をする際にはそういった部分をお示ししながら皆様にどういった方向にしていくのが良いのかをご検討いただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>委 員 5</p>	<p>本日お金のことは多分出てないので、それについて考えられないと思います。ですので、もし一番効率が良いもの以外の方が良いじゃないかと思ってる方は、それをお聞きした方が良いと思いますので、本日難しければ資料を頂いて持って帰っていただいて意見をお伺いする手続きを取った方が良いなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長 杉 山 室 長</p>	<p>事務局お願いします。</p> <p>ありがとうございます。仰っていただきましたようにこちらで資料の方を作成しまして、委員の皆さまにはご意見を伺うアンケートみたいな形になるかもしれませんが、第2回には回答を得られるような形で送らせて頂けたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 副 会 長</p>	<p>他にご質問等はございませんでしょうか。</p> <p>私自身は住民ではないので情報提供という形なんですけども、この容器包装のリサイクルに関しては、各自治体で苦勞されていることもありますし、議論が続いているところでもあります。彦根市さんがやっておられるような分別収集・リサイクルよって、間接的に削減できるエネルギーとかCO2の排出は、焼却施設でのエネルギー回収で削減できる量とは格段に違うという事は様々な研究で示されています。焼却施設で熱回収するとどうしても熱効率が下がってしまう一方、一般のプロセスでは非常に高い熱効率が得られるという事で、私自身は、分別収集・リサイクルした方がいいんじゃないかなという立場です。もう1点はこの分</p>

		<p>別収集・リサイクルのベースとなっている容器包装リサイクル法についてですが、この法律では、家庭系廃棄物の約半分くらいを占める容器包装について、それをリサイクルすることを目的としています。その中で、事業者の方、具体的には、容器包装を作られている方、それから使っていらっしゃる方にリサイクルの費用を負担していただくと言う形で、つまり費用を負担するとなると、容器包装を減らそうという方向に動いていくので、そういう仕組みを導入することで容器包装の量自体も減らすことを意図したものになっています。最近一部の自治体で容器包装の分別収集・リサイクルをやめて焼却の方に転換するところが出てきているのですけども、そうするとその責任、廃棄物に対する事業者さんの責任を要求しないという決断をする、つまり自治体ですべて処理しますという決断をするということになります。長期的な目を見た時に、社会全体のごみを減らしていく方向になるのかどうかという観点でも議論いただければと思います。</p> <p>勿論、自治体として処理した方が費用は安くなると思いますので、先ほどコストの話もでしたが、コストとの兼ね合いもあると思います。</p>
会 委 会	長 6 長	<p>ありがとうございます。ほかに質問等ありませんでしょうか。</p> <p>広域に関することではないんですけど、宜しいですか、ごみ問題、地元の。</p> <p>その他の方でご質問をお願いします。協議内容に関する、先ほどの資料7についてご質問等他にありませんでしょうか。</p> <p>では、次の議題に移らせていただきます。 次第のその他について、事務局から、お願いします。</p>
杉 会 委 員	長 長 6	<p>事務局からは、特にございません。</p> <p>それでは、委員の方からその他ということで。</p> <p>すみません、亀山の小山やけど、小山地先にまだ白物家電が、新しいごみ収集施設ができるのに、あんなところに白物家電ごみがあって、早急に処理していただきたいとこれは前からいっていますので、住民からもやかましく言われてますのでよろしくをお願いします。それと、太堂自治会、八丁目南北通りのとこに、ごみ屋敷みたいなものがありますよね、あれも、大変皆困ってやりますので、またその分も検討して頂きたいなど、よろしくをお願いします。</p>
会 杉 山 室	長 長	<p>事務局お願いします。</p> <p>今お聞きしたファミリーマートのところ、そこにつきましては彦根市の清掃センターさんと生活環境課さんの方で動いて頂いてるという事で、今若干ごみは減っていったらと思うんですけど、中々そこの所有、やってるものの金銭的なものもあって中々進めない状況と聞いてはいるんですけども、着実に減らしていったらという動きとございますか、</p>
委 員 杉 山 室	6 長	<p>ゲート？もしてあるさかい、あれも何とかしてほしいんですわ。</p> <p>そのあたり、こちらからも彦根市さんの方へお伝えしたいと思います。太堂のあそこのごみ屋敷の件につきましても、その辺りにつきましても彦根市さんの関係課の方に連絡させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 委 員	長 7	<p>その他、委員の皆様からございますでしょうか。</p> <p>今先生の話が全然通じないんですよ、マスクで。今の話にしても何にしても半</p>

		<p>分くらいは通じるけど、何喋っておられるかわからないんです。マスクでだと思 うんですけど、これって、何とかいい方法って無いですかね。仕方がないと思う んですけど、さっき先生が喋ってくれはったとき、どういうことでなんなのかな という。全然場違いな話で申し訳ないんですけど、喋っておられることが分かり にくいなああと。今の議長さんの喋っておられることが聞こえないんです、僕が言 ってることもそうだと思うんですけど、何かいい方法がないんですかね、という だけのことです。すいません。</p>
杉山室長		<p>すいません、コロナ禍ということで、ソーシャルディスタンスを取りながらと いう形でこの人数が入れる会場を検討してたわけですけども、隣の集会所とかも 一応入れるんですけどかなり隣との距離が狭くなるという事もあって多目的ホー ルを利用させていただいたという事もありますし、マスクをしているという事も あって中々声が通りにくいという事もありますので、次回の開催するときには何 かこの対策を考えていきたいと思えます。一つお聞きしたかったんですけども、 候補地が西清崎という事もありまして、会場もグリーンピアが皆様近いので利用 していただきやすいかなと思ったんですけども、南地区公民館ですと、もう少し 小さな、こんな大きなところではなくて、大会議室の方ですと皆様入れて天井も こんなに高くありませんのでもう少し聞きやすいかなという思いもあるんです が、ちょっと距離が、南地区公民館ですとありますけども、その辺りはどうでし ょう。やはりこちらの場所の方が、利用していただくには皆様には都合がいいと いう事で、ここでさせて頂いて宜しいでしょうか。</p>
委員 7		<p>一番は、この放送のあれが悪いような気がするけどな。場所じゃなくて。</p>
杉山室長		<p>本日、このかたちでお借りしたものがうまく使えないという部分もあるんです けど、南地区公民館の方が設備も使いやすいくお聞きしてるので、こっちのほう がよろしいですか。また次回はこちらの放送機器を調整しまして、聞き取りやす い形に出来たらと思えますので、またよろしく願いいたします。</p>
委員 1		<p>資料、データで出すと思うんですけど、プロジェクターとかって、あるのかな と思ひまして。今も説明してるというのが分かれば非常に楽じゃないのかなと思 うんですけど、どうなんでしょう。</p>
会 杉山室長	長	<p>事務局お願いします。</p> <p>プロジェクターの方で映し出すというのも検討したんですが、スクリーンの大 きさについても我々が用意できるものに限りがございます、ここに置かせてい ただいても離れてる方ですと見にくいという事もあって、今回は出させて頂かな かったんですけども、次回からその辺りも検討したいなと思ひます。</p>
会 委員	長 8	<p>その他でありましたらお願いします。</p> <p>この協議会のメンバーといひますか、主に自治会から選出されて、そういうメ ンバーの構成だと思ひんですけど、先ほどの事務局さんからのお話でも、関係機 関、県さん等そちらの方に要望していきますと、というような話がありました。 滋賀県さんとか彦根市さんとか、道路管理者、河川管理者その他受け入れ施設の 管理者、何だかんだこう、組合として要望していきますとという話がありました。 例えば自治会としてそういった要望をしていくのかどうか、という事なんですけ</p>

<p>会 杉 山 室 長</p>	<p>ども、色んな所からそれぞれの管理者さんに要望していくのか、それとも、組合さんの方でまとめてといいますか、この中には、彦根市で5号委員の中でそれぞれの課長さんも委員になっていただいていますけど、その辺りの整理といいますか、そういった混乱にならないように整理が必要じゃないかなと思いますのでご意見伺いたいと思います。</p> <p>事務局お願いします。</p> <p>関係機関への要望に関しましては、各自治会さんから頂いたものをとりまとめて我々からしていくべきだというふうに認識はしているんですけども、この辺りの手法について受け取る側、県であったりとか、効果的な要望の仕方というところについては、皆様と協議しながら、その辺できたらなと考えておりますのでまたよろしくお願いいいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他にその他の内容についてご意見ありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。ほかに特にありませんでしょうか。</p> <p>では、追加意見等出ないようですので、今回予定していた議題につきましては、全て終わりとなります。熱心に議論いただきまことにありがとうございます。本日は第1回目の協議会ということで、委員の皆様には様々なご意見を頂き、また、今後も引き続きご意見等賜りながら進めてまいりたいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいいたします。それでは、これを持ちまして、本日の協議会を閉会させていただきたいと思います。皆さん、どうもお疲れさまでした。</p>